

予定価格の事前公表要領

(目的)

第1 この要領は、建設工事及び建設工事関連業務委託における入札手続きの透明性の向上を図るために実施する予定価格の事前公表の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2 予定価格の公表対象は、栃木県が発注する競争入札に付する全ての建設工事及び建設工事関連業務委託とする。

(予定価格の設定方法)

第3 事前公表する予定価格は消費税等を含まない金額とする。

(公表方法)

第4 公表は次の方法により行うものとする。

(1) 一般競争入札に付する場合

入札公告において、当該入札の予定価格を記載することにより公表するものとする。

(2) 指名競争入札に付する場合

入札通知書に当該入札の予定価格を記載することにより、指名業者に対して通知するものとする。

また、入札予定一覧表に予定価格を記載することにより公表するものとする。

(入札回数)

第5 入札執行回数は1回とする。なお、一般競争入札に付する場合は入札公告又は入札説明書に「入札執行回数は1回とする。」と明示するものとする。

また、指名競争入札に付する場合は、入札通知書に「入札執行回数は1回とします。」と明示するものとする。

(工事費内訳書等の提出)

第6 建設工事及び建設工事関連業務委託については、入札に際し工事費内訳書(建設工事関連業務委託の場合は委託費内訳書。以下「工事費内訳書等」という。)の提出を求めるものとする。

なお、工事費内訳書等に関する取扱いについては、別に定めるものとする。

(留意事項)

第7 予定価格書は、電子入札(栃木県が執行する建設工事の請負及び建設工事関連業務の委託を電子入札システムを使用して行う競争入札及び随意契約)案件を除き従来どおり封書にし、その取扱いに十分留意するものとする。

2 予定価格を超える額の入札については、無効の扱いとしない(総合評価落札方式による場合を除く。)ものとする。なお、事前に入札を辞退することを妨げない。

3 落札者がいない場合においても、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約は行わないものとする。

附 則

1 この要領は平成15年2月1日から試行する。

2 この要領の適用前に公告又は入札通知を行った工事については、なお従前の例による。

3 この要領の適用後においては、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に基づく情報の公表について(平成13年12月18日付け監第167号副知事通知)記の2(1)

①に規定する予定価格の事後公表は行わない。

附 則

1 この要領は平成16年4月1日から施行する。

2 削 除

- 3 この要領の適用前に公告又は入札通知を行った建設工事及び建設工事等関連業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成16年9月1日から施行する。
2 この要領の適用前に公告又は入札通知を行った建設工事及び建設工事等関連業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成17年11月1日から施行する。
2 この要領の適用前に指名業者名の公表を行った建設工事及び建設工事等関連業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成19年6月1日から施行する。
2 この要領の適用前に入札公告又は入札通知を行った建設工事及び建設工事関連業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は平成21年6月1日から施行する。
2 この要領の適用前に入札公告又は入札通知を行った建設工事及び建設工事関連業務委託については、なお従前の例による。
3 当分の間、第2に規定する建設工事のうち、予定価格が土木・設備工事1億円（建築工事は2億円）以上の工事については、「予定価格の事後公表試行要領」を適用する。

附 則

- 1 この要領は平成23年1月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知するものから適用する。

附 則

- 1 この要領は平成27年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知するものから適用する。

附 則

- 1 この要領は平成28年2月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知するものから適用する。

附 則

- 1 この要領は平成29年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知するものから適用する。

附 則

- 1 この要領は令和3年10月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知するものから適用する。